

裁判官の人事評価の在り方に関する研究会(第7回)協議内容

1. 日時

平成13年12月17日(月)15:00～17:05

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(座長)大西勝也

(委員)稲田寛,緒方重威,金丸文夫,長谷部由起子,福田剛久,吉本徹也

(幹事)金築誠志幹事,金井康雄幹事補佐

4. 議題

(1)裁判官の人事評価の在り方に関する論点の整理について

(2)次回の予定について

5. 会議経過

(1)裁判官の人事評価の在り方に関する論点整理について意見交換の上、「裁判官の人事評価の在り方に関する論点の整理」のとおり決定された。

意見交換の主な内容は、以下のとおり。

1)冒頭部分について

- 論点整理中の「今後の協議,研究の過程でその追加,変更がされ得る」旨の記載については,相互に関連する論点も多いので,論点の追加,変更だけでなく,ある論点について議論した後でも,別の論点を議論する中で,前の論点に戻って再度議論することもあり得るものとする。

2)評価の目的について

- 人事評価の結果を人事に利用するについては、目的によって濃淡があろうし、場面によっては利用しないこともある。どのような場合に人事に反映させるのかを検討することが重要であると思う。
- 裁判官の種類として、この研究会で主として研究の対象とするのは、判事を中心にして、判事補を含むということになる。
- この研究会で対象とする判事、判事補については、最高裁判所にいる者も含むことになる。
- 人事評価を昇給にどう反映させるかという観点から、報酬制度の在り方を検討することも考えられるが、この研究会ではそこまで研究の対象を広げることはいえないであろう。

3) 評価の基本原則について

- 裁判官の独立との関係が問題になる。裁判官の独立との関係で、このようなことは評価してはいけないといったことについても議論する必要がある。
- 裁判の内容については、どこまで評価の対象とすることができるのか、議論があるところである。
- 人事評価の透明性、客観性を確保するために、どのように評価項目を設定し、どう資料を集めるかは、非常に難しい問題であろう。

4) 評価基準について

- 評価項目を検討するためには、あるべき裁判官像について議論する必要がある。
- あるべき裁判官像については、国民が求める裁判官という視点もあるだろうが、どのような視点でこれを見るべきかについて、今後、議論をしていきたい。

- 評価基準, 評価項目といった用語の使い方が問題になるが, 審議会意見では評価基準を広くとらえているように思われる。評価項目はその中の一要素として位置付け, 評価項目以外の評価形式等の要素も含めて評価基準という用語が用いられているようである。そこで, この研究会では, こうした審議会意見の用語例に合わせ, いわば評価の物差し全体を評価基準ということにしてはどうか。
- 絶対評価によるのか, 相対評価によるのかという問題も検討する必要がある。
- 評価基準については, 審議会意見で指摘されているように, 公表することを検討すべきであろう。

5) 評価の手続について

- 審議会意見では評価権者という言葉が使われているが, 「権者」という表現には違和感がある。対象者がどういう人かの情報を提供する立場であり, 人事上の権限を有しているわけではない。個人的には, 評価者という用語の方が相応しいと思う。
- 一般的には, 評価に関する情報を公式に人事当局に報告する立場にとどまる場合であっても, 評価する権限があるものと考えているように思われるので, この研究会でも審議会の意見書の用語と合わせて, 「評価権者」としておいた方がよいであろう。
- 各高等裁判所で実施された意見交換会における意見の概要によると, 評価権者としては, 地家裁所長, 部総括裁判官という意見が多かったが, 中には, 評価のための委員会を設けるべきであるという意見の他にも裁判官会議で決めるべきという意見もあったので, そのような意見も記載した方がよい。
- 多面的評価の概念はあいまいなようであるが, この研究会では, 順次, 上位者が重ねて評価するという縦の関係を重層的評価, 同僚や,

同列の者が複数で評価するという横の関係を多面的評価と整理しておくということでしょうか。

- 評価のための情報を収集する範囲として、上訴審の裁判官の見方を取り入れるについても、上訴審が原審の判断の当否を問題にするわけにはいかないので、論点整理においてもこの点について誤解を招かないように表現上配慮すべきである。
- 評価のスパンについても、年1回とか、2年に1回とか、種々考え方があろう。そこで、評価の実施時期について、評価の目的との関係で、検討する必要がある。

6)本人への開示及び不服がある場合の手續について

- 誰が開示するかということも論点になるうが、それは開示の方法の内容と考えられよう。

7)制度化の方法について

- 制度化を考えるに当たっては、法規に盛り込む内容とともに、法形式についても問題となるう。

(2) 次回の開催日時は、1月16日午後4時からと決まった。今回取りまとめた論点整理に基づき、評価の目的、評価の基本原則について議論を行うことになった。